

法人文書不開示決定通知書

木原 功仁哉 様

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
理事長 藤原 康



令和 3 年 7 月 27 日受付第 387 号の法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

なお、本件開示請求については、令和 3 年 8 月 26 日付け薬機発第 0826023 号をもって開示決定等の期限の特例規定の適用を通知したところですが、本不開示決定をもって開示請求に係る法人文書のすべてについて決定いたします。

記

1. 不開示決定をした法人文書の名称

新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種に係る予防接種法に基づく予防接種後副反応疑い報告書のうち、被接種者の居住地が大阪市、神戸市または京都市であるもの

2. 不開示とした理由

開示請求の文書のうち、被接種者の属性、接種に関する情報及び症状に関する情報並びに報告者に関する情報については、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法第 5 条第 1 号に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないものであることから、不開示とする。

接種場所に関する情報については、公にすることにより接種を行った医療機関等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、法第 5 条第 2 号イに該当するものであることから、不開示とする。

これらの箇所を含めた本件文書については、公にすることで国及び地方公共団体が実施する予防接種事務並びに国及び当機構が実施する副反応疑い報告の収集、整理及び調査事務の円滑な実施に支障するおそれがあり、法第 5 条第 4 号柱書に該当し、またその全部または一部について国及び当機構において検討が実施されている過程のものであり、現段階で公にすることで率直な意見の交換が損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、法第 5 条第 3 号に該当するため、不開示とする。